

九頭竜川中部漁業協同組合 内共第1号第五種共同漁業権行使規則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権（以下「内共1号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共1号の内容である次の表のア欄の漁業について、イ欄の漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄のとおりとする。

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ資 格
あゆ漁業	竿釣	組合員であること。
	わき投げ網	組合員であること。
	威縄	組合員の資格を有し、理事会において承認された者。
こい、ふな漁業	地びき網	組合員であること。
あゆ、こい、ふな漁業	吊釜	組合員であること。
いわな、やまめ漁業	竿釣	組合員であること。
もくずがに漁業	かご	組合員の資格を有し、理事会において承認された者。
	たも網	組合員であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(管理委員会の設置)

第4条 内共1号の適切な管理及び行使を図るため、この組合に、内共1号威縄漁業権管理委員会（以下「管理委員会」と総称する。）を置く。

(管理委員会の構成)

第5条 管理委員会は、第2条に規定する当該漁業を営む資格のある者が選任する委員をもって組織する。

2 管理委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

威縄漁業管理委員会 6名

3 委員の任期は、1年とする。

(漁業の方法等)

第6条 次の表のア欄の漁業をエ欄の漁具・漁法により営む場合は、規模の範囲内において、イ欄の区域内及びウ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア漁業の名称	イ区域	ウ期間	エ漁具・漁法・規模
あゆ漁業	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	公表した解禁日から 11月14日まで	友 釣：1人1竿、道糸の長さは竿長に1mを加えた長さ、針はおとりあゆの尾びれ末端から10cm以内で、柳または4本いかり以内、リールは使用禁止 毛針釣：1人1竿、道糸の長さは10m以下 わき投げ網：長さ8m以下、網目3cm以上、網高80cm以下 ころ釣（あゆ空かけづり） 威 縄：12統
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	公表した解禁日から 11月30日まで	
あゆ、こい、ふな漁業		10月1日から 12月31日まで	吊 釜：15統
こい、ふな漁業	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	2月16日から 11月14日まで	竿 釣 地びき網：20統
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	1月1日から 12月31日	

いわな、やまめ 漁業	九頭竜川の布施田橋橋 台下流端から下流の区 域及び七瀬川 九頭竜川右岸の支流の うち大谷川の大谷橋、 的川の的川大橋、時能 川の最下流に設置され た橋梁並びに左岸の支 流のうち永平寺川の古 市橋、犀川の光明寺橋、 南河内川の牧福島橋、 河内川の山王橋および 吉峯川の市荒川橋のそ れぞれの橋梁下流端直 下から上流の区域	2月16日から 9月30日まで	竿 釣：餌釣り、ルアー・フライ 釣り（ただし、ルアー釣 りを行う場合、針はルー ーから3cm以内）
	九頭竜川の高屋橋橋台 下流端から北陸自動車 道九頭竜川橋橋台上流 端までの区域	2月1日から 5月31日まで	竿 釣：ルアー・フライ釣りに限 る（ただし、ルアー釣り を行う場合、針はルー ーから3cm以内）
	九頭竜川の布施田橋橋 台下流端から高屋橋橋 台下流端までの区域お よび北陸自動車道九頭 竜川橋橋台上流端から 上流の区域 九頭竜川右岸の支流の うち大谷川の大谷橋、 的川の的川大橋、時能 川の最下流に設置され た橋梁並びに左岸の支 流のうち永平寺川の古 市橋、犀川の光明寺橋、 南河内川の牧福島橋、 河内川の山王橋及び吉 峯川の市荒川橋のそ れぞれの橋梁下流端直 下から下流の区域	2月16日から 5月31日まで	
もくずがに 漁業	九頭竜川の高屋橋橋台 下流端から上流の区域	8月15日から 11月14日まで	か ご：1人5個以内 たも網

2 第1項の規定による期間中であっても、次の表の左欄の区域内においては、中欄の期
間中は、右欄の漁具・漁法によるあゆ及びもくずがにの採捕を行ってはならない。

区 域	期 間	漁具・漁法
市荒川大橋橋台下流端より下流へ 1600mの地点から下流へ 1800m までの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣（あゆ空かけづり） わき投げ網 威縄 かご たも網

浄法寺橋橋台下流端から下流へ 2000mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣（あゆ空かけづり） わき投げ網 威縄 かご たも網
五松橋橋台上流端より上流へ 500 m地点から五松橋橋台上流端より 下流へ 500mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣（あゆ空かけづり） わき投げ網 威縄 かご たも網

3 第1項のただし書の制限をしようとする場合は、理事は、第4条に規定する管理委員会の意見を聴き、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

（行使の内容たるべき事項の決定）

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間その他内共1号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

3 前2項の定めをした漁業以外について、理事は、第1項の定めをしなければならない。

4 理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

（管理委員会に対する指示等）

第8条 理事は、第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第7条第1項の決定を行わなかった場合は、漁業の利用等に関し、管理委員会に対し必要な指示をすることができる。

2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は、第7条第1項の定めを行うことができる。

3 前項の定めは、管理委員会による定めとみなす。

4 理事が第1項に基づく指示又は第2項に基づく定めを行う場合は、理事会の議決によらなければならない。

（全長制限）

第9条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな	10センチメートル

(漁業権管理費の負担)

第10条 内共1号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共1号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 内共1号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共1号の行使をさせないことができる。

2 内共1号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(附 則)

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

行使規則の施行の日

昭和58年	9月	1日	
平成元年	5月	2日	一部変更認可
平成4年	5月	29日	〃
平成5年	9月	1日	〃
平成8年	5月	31日	〃
平成10年	6月	26日	〃
平成10年	12月	25日	〃
平成12年	4月	18日	〃
平成15年	4月	22日	〃
平成24年	6月	15日	〃
平成25年	9月	1日	〃
平成30年	5月	29日	〃